

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（264））
2. 日時：平成29年8月4日 17時15分～19時05分
3. 場所：原子力規制庁 18階耐震会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、田尻安全審査官、津金安全審査官、
日南川安全審査官、大塚安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員 発電管理室長代理 他6名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「9条 溢水による損傷の防止等」について、平成29年8月4日午前に提出された資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- タービン建屋のコンクリートのひびに対しても、維持管理指針等に従い対応することを明記して提示すること。
- 蒸気影響評価において、過去の評価結果を基にして、その結果に異なる条件を付与した評価が可能とする考え方を整理して提示すること。
- 高さ10cmと15cmの堰を設置する目的について、溢水発生時の想定される状態を踏まえて整理して提示すること。
- タービン建屋が広範囲に溢水しても影響がないとする考え方を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料なし